

元朝治下における漢人一族の歩み

— 藁城の董氏の場合 —

藤 島 建 樹

一

13 (藤島)

十二世紀も終りに近づいた頃、金朝治下の河北には不穏な状況が押しよせつつあった。金朝の支配力低下による治安の悪化と、金を宿敵と狙う新興勢力モンゴルの圧力が迫って来ていたのである。それが現実となったのは、一二一年に始まるチンギス・ハーン自らが率いるモンゴル軍の侵攻であった。以後、金の首都である中都（北京）は連年の包囲にさらされた。もはやそれを維持しがたくなった金は、貞祐二年（一二二四）五月、ついに首都を捨てて河南の汴梁（開封）に遷都する。この「貞祐の南遷」は河北の混乱と荒廃への歩みを現実にし、動搖を決定的にする。保護

を期待できず、逃れることもできない農民は、自らを守るための自衛組織を作って、郷土の有力者を指導者に仰いで郷土防衛に立ち上がる。そしてそれらの集団は、一二一五年からのモンゴル軍の本華黎による華北侵攻が始まると、その去就の選択を迫られた。いち早くモンゴルの軍門に降って所領の安堵と地位の保全をはかるもの、抵抗して潰滅の危機に瀕するものなど、その歩みは一樣ではなかった。本稿では、河北省中部の要衝石家荘地区の藁城県に成立した自衛集団の指導者と、その一族のモンゴル帝国期から元朝治下に及ぶ歩みをたどることによって、異民族支配の波にもまれる華北に住む漢人の生き方を注視しようと考え

二

いわゆる漢人世侯^①と称される軍閥の一人に、河北・藁城の董俊の名が見える。董俊は『元史』卷一四八に専伝もあるが、それは元明善の手になる「藁城董氏家傳」^②によって「おり、また李治の撰した「太傅忠烈公神道碑」、さらに別に元明善による制旨碑の碑陰に刻まれた伝^④などから、彼の生涯をたどることができる。まず「公(俊)世占藁籍」「父昕農隱不仕」「少力田、長涉書史、善騎射」などの記事がある。董俊は、漢人世侯でも四大諸侯^⑤と称されるような地盤と勢力をもつ実力者ではなく、藁城に根を下した中農程度の農民であつたと思われる。彼が集団を率いるきっかけは、

金貞祐間、邊事方急、藁城令立的募兵、射上中者拔爲將。衆莫能弓、獨俊一發破的、遂將所募兵迎敵。(三)元

史』卷一四八)

とあるように、貞祐の南遷の混乱の中で、藁城令が募つた兵隊の隊長に、その弓射の才能を買われて就いたことによる。そして、彼は、

歲乙亥、國王木華黎帥兵南下、俊遂降。(同)

と記す如く、乙亥(一二二五)の年いち早く木華黎のもとに

降っている。董俊の情況判断は、金を見限りモンゴル軍につく道を選ばせたのである。

己卯、以勞擢知中山府事、佩金虎符。(同)

として、四年後には知中山府事(河北・定)に擢んぜられ、モンゴル族の統治機構の中に組み込まれていった。近いとはいへ、本拠地を離れて知中山府事に任ぜられたのは、当時真定(河北・正定)にあつてモンゴル軍に抵抗の姿勢を示す金の部将である武仙^⑥の動きを牽制する意味があつたと思われる。彼は再三にわたつて武仙を破り、その功により龍虎衛上將軍・行元帥府事に昇り、その軍隊は匡國軍と称し、藁城に駐屯することを認められている。そして一二二五年、再び武仙が真定の軍閥史天倪を殺して叛旗を翻すと、彼はその部隊をもつて立向い反乱軍を破つて真定路一帯を平定した。

この武仙の乱は、モンゴル軍の統治を認めない金の將軍と、降伏を潔しとしない小軍閥が手を結んで試みた抵抗であり、その時、董俊はモンゴル軍の先兵として戦つたのである。それは董俊にとつては地位と郷土の保全のための不可欠な行動であつたが、モンゴルにとつては在地の諸侯同志を戦わせることによつて支配権を拡大しよう、すなわち、漢を制するに漢をもつてする便法でもあつた。

その後、董俊は一二三二年にはじまるモンゴル軍の金への総攻撃にも参加し、汴梁から帰徳府へ逃れる亡国直前の金を追った戦いの中で不慮の死をとげる。四十八歳の生涯であった。

彼がいかなる処世観・時代観を持って、このような立場を貫いたかを知る材料は乏しいが、彼が腕力すぐれた武人タイプであるにもかかわらず、常に繊細な配慮をおこたらなかつたこと、例えば、

事母以孝聞。歳時廟祭、非疾病、跪拜必盡禮、……侍族親故人、皆有恩意、里夫家僮、亦接之有道。〔『元史』卷一四八〕

また、

俊器度弘遠、善戰而不妄殺、故人樂爲之用。……爲政寬明、見人善治田廬、必召與歡語、……。(同)

とある。

さらに、子弟の教育にも配慮し、彼が河南遠征の際に知った侍其軸なる学者を招聘して、息子の師として教育にあたらせている。侍其軸なる人物については詳細を知り得ないが、おそらく董俊の推挙によつたのであろう。のちに真定の提学と記されている。俊の息子や孫たちが以後それぞれの場で時宜に適った活躍を見せるのは、この侍其軸の教

化によるところが大きいのと思われる。このような配慮が、董俊自身の戦陣での急逝にも、一族に破綻が生じなかつた所以であらう。

三

董俊の伝記類を纏めれば、董俊の息子は系図に示す如く九人である。その中で、第六子文振と末子文義は夭逝しており、残る七人のうちで董氏にとって重要な役割を果たしたのは、やはり長子の文炳である。

文炳に関しては、王盤の文による「趙國忠獻公神道碑」と、『元史』卷一五六所収の伝に詳しい。彼は侍其軸に学んで成長し、父の死後二年に満たずして十七歳の若さで父の職を継いで藁城県令に任用された。彼が年少なるがゆえに軽んじた父の同輩や役人に対し、

文炳明於聽斷、以恩濟威。未幾、同列束手下之、吏抱案求畧字、不敢仰視、里人亦大化服。〔『元史』卷一五六〕とある如く、その信頼を獲得すると、貧しく、かつ災害に悩む藁城の回復と安定に努力し、ために、

於是流離漸還、數年間民食以足。(同)

この状態になったという。

こうして約十五年間ひたすら郷里の安定につとめ、人心

を得たと思われる彼が、一二五三年、突然マング・ハーン(憲宗)の命を受けて南詔討伐に出征中のフビライのもとへ赴く。この河北からの大遠征は従者四十名と馬二百頭を

つれての行軍であったが、吐蕃の境界に入って難澁をきわめたようで、ついに従者二人だけとなり、死んだ馬の肉を食べるといふ悲惨な状態におちいった。たまたま通りかかった使者によってその報がフビライの行在にもたらされ、先にフビライに扈從していた弟の文忠が救出に趨ぎ、難をまぬがれたという。これ以後文炳はフビライのもとにあって、憲宗による南宋攻略にも弟の文用・文忠とともにフビライの指揮下で活躍する。

このフビライ麾下への困難をおかしての参加は、この藁城がツルイ一家の領地になっていたことによる。弟の文用の「行状」に、

時以眞定藁城、奉莊聖太后湯沐。歲庚戌、太后使擇邑中子弟來上、公始從忠獻公、謁太后和林城。世祖皇帝在潛藩、命公主文書、講說帳中、常見許重。

とあって、藁城が莊聖太后(ツイルの後、憲宗・世祖の母)の湯沐の地となっていたこと。そのために、文炳・文用らは庚戌(一二五〇)年にカラコルムに出向き太后に謁していること。文用はその縁によってであろうが、フビライのも

とで文書をつかさどる役についていたことなどを知り得る。また、文忠も、

歳壬子、入侍世祖潛邸。(『元史』卷一四八)

と伝に見えており、壬子(一二五二年)の年、すなわちマング・ハーン即位の翌年にフビライに入侍している。それは、ツルイ家の覇権が確立し、兄が即位し弟のフビライが漢地大総督に任ぜられた前後である。太后を通じてフビライと譜代の関係を結んでいた董氏兄弟がこの時点をもってフビライに一族の命運の全てを託したことを意味している。

彼らのこの判断は正しかった。南宋攻略の途次、憲宗が急死すると、フビライは独自のクリルタイを開き独立を宣言して帝位についた。天下を支配する地位にいたのである。以後、董氏兄弟は世祖の先兵として彼の政權作りに協力する。文炳は、中統元年(一二六〇)には燕南諸道を宣撫し、翌年には山東東路宣撫使、さらに侍衛親軍都指揮使として重用されるし、二男の文蔚は武衛軍千戸となり、また世祖に従って上都に駐屯した。三男文用は世祖の詔勅を持って辺郡を宣諭した。また中書左丞張文謙^⑫のもとで、地方での宣撫活動に従事している。他の兄弟が外で宣撫工作に従うなかで、八男文忠は新たに設置された符宝局の郎に起用され、奉訓大夫としてフビライの側近にあって、常に董

八と呼ばれたといひ、その信任の様子がうかがえる。

なお、中統三年（一二六三）に山東で突発した李璫の乱¹⁴は世祖政権に衝撃を与えるものであったが、この時も文炳・文蔚・文用はこの鎮庄にそれぞれかわり、活躍していることは各人の伝が伝えている。彼らと同じモンゴル統治下に生きる漢人軍閥が南宋政権とも連携して、異民族政権に抵抗したこの乱を、政権側に立って鎮庄に協力することによって一族の安泰をはかったのが董氏の生き方であった。この場合もまたそれが成功しているのである。それは、そのような情況の中で、彼らがその処世に細心の注意を払っているからであろう。文用の「行状」に見える一文から、それがうかがえる。

元帥阿朮、奉詔取宋、召公爲屬。公辭曰、新制諸侯總兵者、其子弟勿復任兵事。今伯兄以經略使總重兵、鎮山東。我不當行。潛曰、潜邸舊臣、不得引此爲說。公病不行。

すなわち、諸侯で総兵の立場にあるものの子弟は兵事に任じてはならない、という元朝の諸侯抑圧対策のもとで、兄弟ともに重用され、出過ぎて目立つことを警戒している様子を示し、漢人小軍閥の異民族政権下での苦悩の一端をうかがわしめている。この時期を契機として、元朝の諸侯抑

圧策は厳しくなるが、これはそれを証明する史料でもあろう。

その後、文蔚は至元五年（一二六八）に歿するが、文用は西夏の故地に派遣されて渾都海の乱を鎮圧し、農事復旧に努めるなど民政安定に功を積み、文忠は内にあって内政を補佐していく。

このような情況のもとで世祖は宿願の南宋攻略を開始する。董氏兄弟は將軍伯顔¹⁵の麾下で、その南宋攻略に奮戦するのである。ことに文炳は伯顔の軍と連携しつづ常に最前線にあって、至元十三年（一二七六）に南宋の都臨安への攻撃に参加し、ついにこれを陥れる。文炳の伝（『元史』巻一五六）に、

伯顔命文炳入城、罷宋官府、散其諸軍、封庫藏、收禮樂器及諸圖籍。文炳取宋主諸璽符上於伯顔。伯顔以宋主入覲、有詔留事一委文炳。禁戢豪猾、撫慰士女、宋民不知易主。

とあって、南宋の都臨安（杭州）が平穩のうちに元朝の手に帰したのは董文炳の差配によるところ大であったことを知らしめる。また、同じく、

文炳謂之（『李槃』）曰、國可滅、史不可沒。宋十六主、有天下三百餘年、其太史所記具在史館、宜悉收以備典

禮。乃得宋史及諸注記五千餘冊、歸之國史院。

とあって、宋朝の記録が無事に元朝に継承されたのも彼の功績であり、同時にその見識をも窺わしめるものである。伯顔が入朝した時、

臣（伯顔）等奉天威平宋、宋既已平、懷徠安集之功、董文炳居多。

と言わしめる『元史』文炳伝に充分な働きであった。これらの功績によって彼は中書左丞に任命され、さらに、宋の残存勢力を追って福建にまで足をのばしている。そこでも、閩人感文炳德最深、廟而祀之。

と記される『元史』文炳伝如くであった。また、泉州の実力者蒲寿庚はいち早く元朝に帰属するが、その間の工作に文炳が係っていたこと、その神道碑に明らかである^⑤。以後も彼は世祖の信任厚く、中書左丞に僉書樞密院事をも兼ね、政務の枢要に位置したが、至元十五年（一二七八）、上都で歿した。文忠らに、

吾以先人死王事、恨不爲國死邊、今至此、命也。願董氏世有男能騎馬者、勉力報國、則吾死瞑目矣。

との言葉を遺し、言い畢って卒したという。『元史』文炳伝文忠も兄におくられること三年、至元十八年（一二八一）に歿した。

残る文用は、次の成宗の時代まで生きる。彼の行政官としての熱心な執政ぶり、それに対する帝の信頼の深さはその伝に詳しい。なかでも、盧世榮の苛斂誅求をおさえたこと、専横をほしいままにする桑哥に屈することなく抵抗し、人材の登用につとめたことは、彼の剛直の士としての処世觀を明示するとともに、世祖政権下の漢人層とモンゴル・色目人層との対立を暗示して興味をひく。彼の歿年は大徳元年（二二九七）、七十四歳であった。

このように董氏兄弟は各々世祖皇帝のもとで、その国づくりのため中央で活躍し、世祖の信任を得て重用され、董氏の家名を世間に知らしめた。なお、四男の文直は冀城縣令を継いで兄弟の留守を守って家の保全につとめたという。兄弟の役割分担と連携の妙を示しているものである。

三

董俊の息子たちの活躍をうけついでのは、さらにその子供たち、董俊にとって孫にあたる人々である。系図に一見する通り、いづれも名に「士」の字を冠している。長男文炳には三人が確認し得るし、三男文用には八人、四男文直は一人、そして八男文忠には五人、計十七名を数えることができる。

文炳の子士元・士選は、『元史』卷一五六の父の伝に附して伝がある。士元は憲宗の南宋攻撃の際、叔父の文蔚に従い鄧州（河南・鄧）の軍を率いて参戦し、戦功あって認められたのが中央に登場する端緒であった。この時二十三歳。世祖の代になると、

中統初、文蔚入典禁兵、士元以世家子選供奉内班、從車駕巡狩北方。

とあって、世家の子弟として世祖に用いられる。そして叔父文蔚が卒した後を継いで千夫長となり、地方を宣撫する。彼の軍は、「號令肅然」であったという。しかし彼は再び伯顔の南宋攻略に従い、揚州附近の激戦の中で戦死してしまっている。まだ四十二歳であった。

二男の士選については伝の他に、呉澄の撰した「元榮祿大夫平章政事趙國董忠宣公神道碑」^⑩がある。彼もまた二十歳で父の文炳に従って伯顔指揮下の軍隊で南宋攻略に従事する。先にふれた文炳の臨安攻略の際、

宋降、從文炳入宋宮、取宋主降表及取其文書圖籍、靜重識大體、秋毫無所取。軍中稱之。〔『元史』士選伝）

とあり、さらに福建征討にも従っている。その後、前衛親軍都指揮使や僉広湖樞密院事などを経て、世祖の治世を助ける。はじめて異民族の侵略を受けた福建・広東が記録に

残るような強い抵抗もなくモンゴル軍に降ったのは董文炳・士選親子らのような漢人の努力があったことを窺わしめる。成宗の時代に入って、江西での盗賊を治めて民心の安定につくすなど地方での治安維持に功あって中央に帰り、僉樞密院事から御史中丞、さらに平章政事へと進み、中樞部にあって為政に意を用いている。武宗の時になって一線から退き、仁宗時代を通して隠退生活を楽しみ、英宗の至治元年（一三二一）、六十九歳で歿している。この士選の歩みの中で特に注目しうる点は、彼が桑哥の専横に抵抗し、ラマ僧楊璉真伽の不法を阻止しようとしたことである。それは先の文用の場合と同様に、モンゴル・色目系の専断に対する漢人系の抵抗と見ることができよう。もう一点は、やはり彼の伝に、

其禮敬賢士尤至。在江西、以屬掾元明善爲賓友、既又得吳澄而師之。延虞汲於家塾以教其子。諸老儒及西蜀遺士、皆以書院之祿起之、使以所學教授。遷南行臺、又招汲子集與俱、後又得范梈等數人、皆以文學大顯於時。故世稱求賢薦士、亦必以董氏爲首。

と記される事実である。元明善・吳澄・虞汲と虞集の親子など、いずれも当代を代表する文人を招き、交友を深めていることである。ここでは、士選の漢文化の保護者として

の意識と行動を見ることができよう。なお、董氏一族の墓誌銘・神道碑の類の撰文者に、さらに、黄潛・蘇天爵・揭傒斯らも加わって、元朝一流の文人の名が羅列するのも、この土選との交流によるものであることが推測し得る。

文直には八人の息子があったが、彼らについては、その到達した官位などの判明するものもあるが、詳細を知り得ない。わずかに、三男の士楷の妻が陳孚の娘であったことが判っている。陳孚も『元史』儒学伝(卷一九〇)に伝が見える文名ある儒者である。董氏の姻戚関係のひろがり想像せしめる。

文忠の息子は五人いる。長男士珍、彼に関しては、歐陽玄の撰した神道碑^②がある。許衡に学び、世祖の命により皇太子真金(裕宗)の東宮に侍してより官界の生活に入り、枢密院の参議、上都留守司の同知、山東東西路肅政廉訪使などから、内に入っては吏部や中書の官を、外に出では江浙行省・河南行省などの官を歴任した。生涯を能吏として働き、延祐元年(一三二四)、五十九歳で没している。その弟の士良は、主に地方官である県尹・知州として河北を歴任し、それぞれの場で善政あったこと、蘇天爵撰の「神道碑」に見える。なお、その中に五台山での建寺にかこつけの西僧の出入により、その供億に民が苦しんでいたが、

彼の上奏によって緩和されたという記事がある。元朝におけるラマ僧の害の実例として興味を引くものである。^③三男の士恭にも黄潛の撰した「神道碑」がある。彼は、主として朝廷内で典瑞院におり帝の側近をつとめ、のち陝西行御史台の中丞として出ている。これら三兄弟は、いずれも父の文忠への信任、さらに董氏一族への恩蔭をもって政界に入り、それぞれ能吏・循吏として中枢の地位に昇り、その職分を果たして評価を得ていたと思われる。

文直の一子士表^④は、他の従兄弟たちと同じく伯父の文炳に従って李璫の乱を平定し、南宋攻略に従軍、その残存勢力を追って福建に入り、福州達魯花赤、岳州総管、閩広都鎮撫などを歴任し、戦後の福建・広東方面の鎮撫につとめた。のち、洪沢(江蘇・淮安)屯田万戸として屯田軍を管轄し、大徳元年(二二九七)五十三歳で歿している。その生涯は、父とは異なり、武人としての活躍が残されている。

以上の如く、董俊から見た三代目、孫たちは、父たちの世祖政権への奉仕とそれに伴って得られた信頼と恩蔭の関係を基盤にして、それぞれ官界に歩みを進め、董氏一族の存在をさらに世に広めるとともに、世祖政権の中で漢人の利益保護と文化保有という役割を果たしているといえよう。しかし、一方では、元朝政権の定着と機構の固定化の

なかで、また、承平の世を迎えるなかで、その機構の中に組み込まれて、小軍閥から官僚的存在へと変貌していった感は否めない。だが、その存在自体は明確に定着していることは言うまでもない。

四

四代目に相当する董俊の曾孫は、一族のひろがりの中で、その存在を確認できる者の数はさらに増加すること糸図に示す通りである。いずれも名に「守」の字を冠することで統一されている。しかし、その活躍をうかがう史料は逆にすくなくなる。伝が残されているのは、守義・守中・守簡の三名にすぎない。

守簡は士珍の五男である。彼には黄潛の「墓誌銘」と蘇天爵の「神道碑」、および虞集の「神道碑銘」の三つの伝に類するものが残されている。虞集による「神道碑銘」は、虞集の文集にも見えず、碑文も磨滅してほとんど判読が不可能であるが、他の二碑によってその生涯を跡づけることができる。それによれば、仁宗の潜邸時代に宿衛に入り、仁宗即位ののち僉典瑞院事に任ぜられた。この時のことに関して、蘇天爵の「神道碑」に、

先是、公兄守中僉典瑞院事。上（仁宗）一日特命公、

爲集賢侍讀學士。公奏曰、臣兄弟以先世之故並侍禁廷、臣學行、不如臣兄遠甚。夙夜祇懼惟恐不及。……臣實不任其職。上悅曰、惇崇謙讓卿家法也。朕爲卿成其美。詔以守中遷集賢、公官典瑞、階朝列大夫。

とあるように、集賢院の學士を兄に譲り、自らは兄の職について僉典瑞院事となった。集賢院の學士は、學者としての教養を必要とする。學識經驗者による政治顧問官の地位である。典瑞院は天子の御物や符璽を掌り、側近に侍ることを職務とする。兄弟の宮廷での立場とその対応を知らしめる挿話である。守簡はその職にあること十余年、文宗の時代になって淮安路総管、ついで汴梁へ移り、地方官として早禍を救済し、運河の浚渫をおこなって舟楫を通すなど、行政的配慮を施すとともに、官吏の専横をくじくなど治世に意を用いた。順帝時代もそれは続くが、至正四年（二三三八）御史中丞、さらに中書左丞と中央での枢要の地位につき、綱紀の確立につとめている。この時、宰相には賢相と称された脱脱がいたはずである。

上之眷遇公者、非他宰執比也。（蘇天爵の「神道碑」）として、その信任ぶりを記している。彼は至正六年（二三四〇）五月、五十五歳で歿している。

士珍の長男守中にも掲侯斯の撰文になる「神道碑」^②があ

る。それによれば、彼は、

年二十二、乃以世胄補内供奉。

とあって、やはりまず内廷に入り、懷慶路判官などの地方官もつとめ、集賢侍読学士にもつき、また廉訪使や行省の参知政事を歴任し、その能吏としての姿が記されている。至順四年（一二三三）、六十一歳で歿している。なお、その息子たちについて、

鉉之篤行、鑰之好學、鏗之修謹、皆能守祖父之訓、爲孝子慈孫。

と記されている。それぞれ官界へ進出していること、他の史料にも散見する。

守義には虞集の「神道碑」^②が残されている。守義は士表の長男として洪沢屯田万戸府の万戸を継ぎ、父を師として屯田の充実につとめ、耕作者の不足を私塩の徒を募ってこれに充て、彼らを良民として、労働力の確保につとめた。また、孔子廟や学校を設けて名師を招いて教育にも意を用い、人材養成を目指すなど、その一生は専ら洪沢屯田の充実に費している。英宗即位の年、延祐七年（一二二〇）、五十歳でこの世を去っている。

五

このように、この三名に代表される董俊の曾孫も、元朝政界の上層の地位を占めたり、集賢院の学士に示される如く、学者として、評価を得るなどその活躍が見られる。さらに『元史』や『藁城縣志』、また、父や祖父の伝記の類を詳細に検索すれば、役職の名のみでも判明するものは少なくはない。これら董俊から見て曾孫にあたる人々の生きた時期は、元朝最後の天子順帝の時代に及んできている。さらにその一族は系図に見る如く、「金」^{かね}偏で統一した支孫の群、名の最後を「臣」の文字でまとめたさらにその子供たちへと継承されて行く。いかにも一族の存在を誇示するかのようである。いまはその一つ一つを説明する暇もないし、この董氏一族の明代・清朝での歩みを知る手がかりも得ない。しかし、河北・藁城の一農民が、混乱の中で、あるいは混乱のゆえにその一族を保持し、異民族王朝の支配の下で漢人として図太く生きぬき、異質な政治や文化の流入に抵抗しつつその枝葉を繁茂させ得た事実は明白であろう。

征服王朝の時代、激動の絶えることのない華北での生きた方の一典型として、漢人文化の維持・継承の一形式として

董氏一族の歩みは、時代と人間を物語ってくれているのではなからうか。(了)

註

- ① 漢人世侯に關しては、井ノ崎隆興「蒙古朝治下における漢人世侯」(『史林』37—6所収) 参照。
- ② 『元文類』卷七〇・『清河集』卷七所収。
- ③ 『藁城縣志』(明嘉靖十三年刊) 卷八所収。
- ④ 『常山貞石志』卷十八「追贈董俊聖旨碑」の碑陰。
- ⑤ 順天の張氏、濟南の張氏、真定の史氏、東平の敵氏を指す。伝は『金史』卷二八。
- ⑥ 侍其軸については②にあげた「藁城董氏家傳」中に、「公(董士選)好讀書、延禮儒士。士雖賤必接以禮。若金翰林直學士溥南王若虛先生、眞定提學侍其先生軸、存則師尊之、沒則卹其孤。而侍其提學家子孫、與之婚姻。至今雖在兵馬間、教諸子不暫廢。」とみえている。
- ⑦ 『藁城縣志』卷九所収。
- ⑧ 「文炳師侍其先生、警敏善記誦、自幼儼如成人。」(『元史』卷一五六)
- ⑨ 「歲乙未、以父任爲藁城令。」(『元史』卷一五六)「公年十七、授藁城令。」(趙國忠獻公神道碑)
- ⑩ 「翰林學士承旨董公行狀」(虞集の撰である。(『元文類』卷四十九・「追贈學古錄」卷二十所収)
- ⑪ 伝は『元史』卷一五七。
- ⑫ 李璫の乱については、愛宕松男「李璫の叛乱と其の政治的意義」(『東洋史研究』6—4所収) 参照。
- ⑬ 伯顔の伝は、『元史』卷一二七に見える。
- ⑭ 文炳の神道碑(前出⑧)に、「初公至泉州、時太守蒲壽庚者來降。壽庚本回紇人、以海舶爲業。……壽庚願奉威靈、率本家丁壯、鎮守東南、必保無虞。公以其人可用、解身所佩金虎符、以俾之。左右或以爲不可、公不答。至是奏聞、因謝專擅之罪。上深歎賞、即命別取金虎符、以賜公。」とある。
- ⑮ 董文用に關しては、註⑩の「行狀」に加えて、呉澄撰の「有元翰林學士承旨資德大夫知制誥兼修國史加贈宣獻佐理功臣銀青榮祿大夫少保趙國董忠穆公墓表」(『吳文正公集』卷六十七所収)、及び閩復撰の「趙國忠穆董公神道碑」がある。しかし、この「神道碑」は『靜軒集』卷五・『常山貞石志』卷二十一に収めるが、脱字が多く判読できない。『藁城縣志』卷九に収録されているのは判読できるが、内容が大幅に変更されているようである。
- ⑯ 盧世榮は、『元史』卷二百五 姦臣に伝がある。呉澄の「墓表」(前出註⑮)に「賈人盧世榮、主權倖驟。陞中書右丞、謂生財有術。民不加賦而歲倍入。詔廷臣集參議。衆莫敢言。公時爲翰林集賢學士、詰之曰、是錢若不取於民、倍入之利將安出。……丞相安童曰、董尚書議是。未幾、世榮誅。」とみえる。桑哥も同じく卷二百五に伝がある。やはり呉澄撰の「墓表」の中に、「僧格(桑哥)擅威權橫斂、雖臺臣莫敢誰何。公爲中丞、怒公不附己、据撫臺務百端。公與廷辨不少挫。嘗

慨然曰……惟當選按察使、擧雷公膺・胡公祗通等十餘人、天下賴之復。以僧格奸狀告上、不報、而僧格奏公恣惡。不聽。……世祖徐曰、董文用朕所知。由是不能害、則視其臺權、而擯公于農官、欲奪民田爲屯田。公固執不許。則又視其農職、而實公于翰苑。僧格敗、公譽望益重。」とある。なお、桑哥については、野上俊靜「桑哥と楊璉真伽—元代宗教史の一面—」(『大谷大学研究年報』第十八集・『元史釋老傳の研究』所収)参照。

- ⑱ 元明善撰「冀城縣令董府君神道碑」(『元文類』卷六十五・『清河集』卷六・『常山貞石志』卷十八所収)

- ⑲ 『呉文正公集』卷六十四。

⑳ 土選の神道碑の中に、「是時、權姦僧格(一)桑哥)置尚書省、以專國政。公雖居閑、常得預機密事。世祖指公示僧格曰、此人廉直汝知之乎。……(至元)二十八年、世祖將誅僧格、夜遣近侍召公。入謂公曰、僧格讒慝貪婪、朕不私一人以病天下。命平章政事博果密、與公商度僧格及其党、皆抵罪。」とある。また、楊璉真伽については、同じく、「楊僧立司於杭、總撰僧教、貪淫驕橫、莫敢誰何。公受密旨、明正其辜、械之於市。士民聚觀、稱快公興利除害。」とのべている。なお、楊璉真伽については、㉑の野上氏論文参照。

- ㉑ 歐陽玄撰「太傅趙國清獻公董士珍神道碑」(『常山貞石志』卷二十三所収)

- ㉒ 蘇天爵撰「元故朝列大夫開州尹董公神道碑銘」(『滋溪文稿』卷十二所収)

㉓ 士良の神道碑銘(㉒)の中に、「五臺初建佛宮、西僧入京師者道出。其邑供億浩穰、民不堪命。公言于朝、請裁省其冗濫。仍令分行旁縣、少舒民力、從之。邑陶繅窳、歲貢有常。」とみえている。

- ㉔ 黃潛撰「資德大夫陝西諸道行御史臺御史中丞董公神道碑」(『金華黃先生文集』卷二十六所収)

- ㉕ 揭傒斯撰「隴西武獻公董士表神道碑」(『常山貞石志』卷二十三所収)

㉖ 黃潛撰「御史中丞贈推誠濟美功臣榮祿大夫河南江北等處行中書省平章政事柱國追封冀國公諡忠肅董公神道碑」(『金華黃先生文集』卷二十六所収)

蘇天爵撰「元故榮祿大夫御史中丞贈惟誠佐治濟美功臣河南行省平章政事冀國董忠肅公墓誌銘并序」(『滋溪文稿』卷十二所収) 虞集撰「冀國忠肅公守簡神道碑」(『常山貞石志』卷二十三所収)

- ㉗ 揭傒斯撰「大元勅賜正奉大夫江南湖北道肅政廉訪使董公神道碑」(『揭文安公全集』卷十二所収)

- ㉘ 虞集撰「隴西昭懿侯董守義神道碑」(『常山貞石志』卷二十三所収)